

# 総合傷害補償制度 加入のおすすめ

(正式名称: 団体総合生活保険)

**保険期間** 2022年1月1日午後4時～2023年1月1日午後4時まで1年間  
※2022年8月31日をもって、ナイスパートナーに移行予定。

**申込締切日** 2021年11月19日(金) (一般財団法人全国商工会議所共済会への加入依頼書必着日)

**加入対象者** 各地商工会議所・連合会に勤務されている常勤役職員、配偶者、子供、父母、兄弟姉妹、同居親族(所得補償〈長期型〉は常勤役職員のみ)

**保険料の払込み** 2022年1月給与より12回分割で払込みいただきます

## 団体割引

傷害補償

5%

所得補償  
〈短期型〉

10%

所得補償  
〈長期型〉

10%

個人賠償  
責任補償

5%

▶ 国内外での急激かつ偶然な外来の事故  
 によるケガを24時間補償!(傷害補償)

※傷害補償A型・B型の場合

▶ 天災(地震・噴火・津波)による  
 ケガも補償!

※傷害補償B型の場合

▶ 病気・ケガはもちろん、うつ病等の  
 心の病気による療養もしっかり  
 カバーできます!

※所得補償〈長期型〉の場合



ご加入内容  
 のご確認

更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」に沿ってご確認いただきますようお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、一般財団法人全国商工会議所共済会または保険会社へお問い合わせくださいますようお願いいたします。

ご加入内容に関する  
 大切なお知らせ

【現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします】

今回更新いただく内容等に一部改定があります。補償内容等の主な改定点はP22「団体総合生活保険 商品改定のご案内」のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

現在ご加入の方につきましては、申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限りは、この募集パンフレット等に記載の保険料・補償内容等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のお手続きは不要です(加入依頼書の提出は不要です)。

その他ご不明な点等ございましたら、保険会社までご連絡ください。なお、更新時には、保険金額が年齢等により変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側からご加入をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

## 一般財団法人全国商工会議所共済会

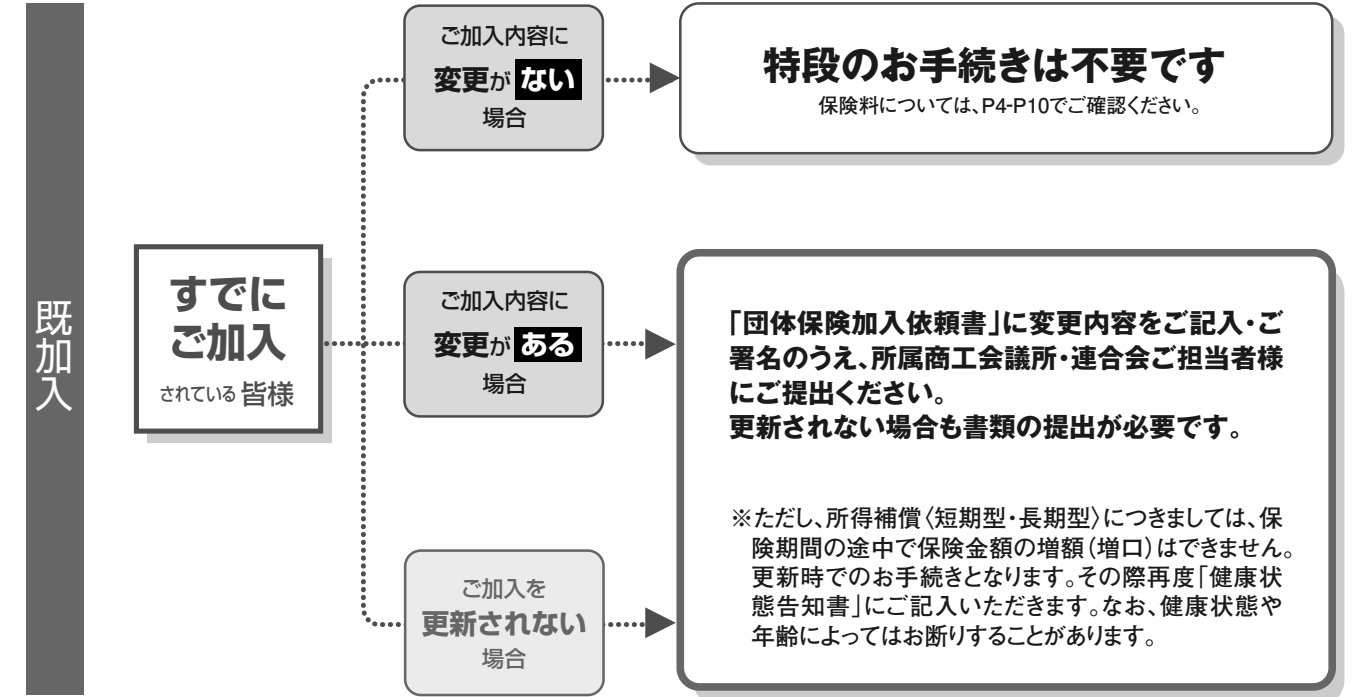
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-17-9 TCUビル6F

TEL 03-3518-0181 FAX 03-3518-0184

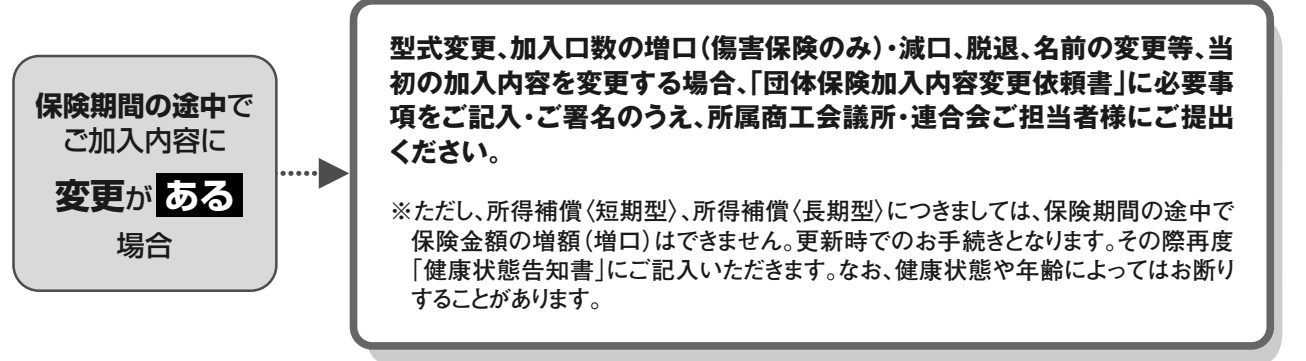
# 手続きの流れ

保険始期当月より毎月払いで払込みいただきます  
(加入申込者のそれぞれの給与から控除されます)

11/19(金) 必着



## その他の手続きの流れ



総合傷害補償制度はライフプランに合わせて、  
必要な補償を組み合わせられます!

責任世代の充実補償プラン!  
就業障害となった場合も備えは安心!

●男性 ●妻46歳  
●50歳 ●子13歳  
●子10歳

傷害補償  
A型 天災補償なし または B型 天災補償あり

オプション① 携行品

オプション② 住宅内生活用動産

所得補償〈短期型〉

所得補償〈長期型〉

個人賠償責任補償

|                |         |
|----------------|---------|
| 傷害補償B型2口       | 1,700円  |
| 携行品            | 70円     |
| 住宅内生活用動産       | 610円    |
| 所得補償〈長期型〉(30口) | 20,100円 |
| 個人賠償責任補償       | 220円    |
| 合計月額保険料        | 22,700円 |

マイホームを買ったから、住宅内生活用動産の補償、所得補償をプラス!

●女性 ●夫42歳  
●40歳 ●子6歳

傷害補償  
A型 天災補償なし または B型 天災補償あり

オプション① 携行品

オプション② 住宅内生活用動産

所得補償〈短期型〉

所得補償〈長期型〉

個人賠償責任補償

|                |        |
|----------------|--------|
| 傷害補償B型3口       | 2,550円 |
| 携行品            | 70円    |
| 住宅内生活用動産       | 610円   |
| 所得補償〈短期型〉(20口) | 4,000円 |
| 個人賠償責任補償       | 220円   |
| 合計月額保険料        | 7,450円 |

若いからこそ、長期の就業障害に備えたい!  
借家の事故も心配だから  
借家人賠償責任補償もプラス!

●男性 ●30歳

傷害補償  
A型 天災補償なし または B型 天災補償あり

オプション① 携行品

オプション③ 借家人賠償責任補償

所得補償〈短期型〉

所得補償〈長期型〉

個人賠償責任補償

|                |         |
|----------------|---------|
| 傷害補償A型3口       | 2,220円  |
| 借家人賠償責任補償      | 510円    |
| 所得補償〈長期型〉(20口) | 8,200円  |
| 個人賠償責任補償       | 220円    |
| 合計月額保険料        | 11,150円 |

日常生活でのケガを手厚く補償

# 傷害補償

団体割引

5%

日常生活での急激かつ偶然な外来の事故のケガによる死亡(後遺障害)、または入院や通院等を補償します

## 特長

- 国内外を問わず日常生活やスポーツ・レジャー等で起こる **さまざまなケガ** に対応します。  
※病気による死亡、入院、通院は対象になりません



※ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等、特に危険な運動中のケガは、補償の対象になりません。



- 「天災補償あり」タイプも選びいただけます。**地震・噴火** またはこれらによる **津波** によるケガは天災危険補償型(B型)で補償します。

- **ご家族** も加入することができます。

- 団体割引 **5%** が適用されますので、保険料が **割安** です。

- **身の回り品の損害を補償** する携行品(オプション①)、

**住宅内の家財の損害を補償** する住宅内生活用動産(オプション②)、

**借家を火災、水濡れ等の事故により  
貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合を補償** する借家人賠償責任補償(オプション③)、

**3つのオプション** をご用意しました。

① 携行品

旅行中カメラを落として壊した

ゴルフプレー中にクラブを折った

通勤途中、バッグを奪われた

② 住宅内生活用動産(日本国内のみ補償)

火災による家財の損害

盗 難

③ 借家人賠償責任補償(日本国内のみ補償)

借家を焼失させてしまった

水濡れにより借家を汚してしまった

借家のドアを壊してしまった

### 被保険者(保険の対象となる方)の範囲について

この保険の対象者(被保険者)は各地商工会議所・連合会常勤役職員およびその配偶者\*1・お子様・ご両親・ご兄弟姉妹および同居の親族\*2の方とします。年齢の制限はございません。役職員本人の配偶者\*1・お子様・ご両親・ご兄弟姉妹および同居の親族\*2のみの加入もできます。配偶者\*1・父母・子供・兄弟姉妹に関しては「義理」・「同居」・「同一生計」は問いません。同居の親族\*2に関しては「義理」・「同一生計」は問いません。

- \*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)
  - ①婚姻意思\*3を有すること
  - ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- \*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- \*3 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

### 保険金額と保険料

傷害補償A型

1口 740円  
(A型、B型のいずれか5口まで)

傷害補償B型

1口 850円

免責期間

なし

保険金支払対象日数

事故の発生から  
その日を含めて  
180日以内

- 保険料は、年齢、性別に関係ありません。
- オプションは月額保険料・保険金額とも一律です。

(職種級別A)

| 傷害補償・基本 | 型式区分              | 加入依頼書にご記入いただくタイプ | 1口あたり月額保険料     | 保険金の種類           | 1口あたりの保険金額*2 |
|---------|-------------------|------------------|----------------|------------------|--------------|
|         | A 型<br>(天災補償なし)   | SA               | 740円           | 死亡・後遺障害保険金額      | 165万円        |
|         |                   |                  |                | 入院保険金日額*3(1日あたり) | 2,000円       |
|         |                   |                  |                | 通院保険金日額(1日あたり)   | 1,300円       |
|         | B 型<br>(天災補償あり*1) | SB               | 850円           | 死亡・後遺障害保険金       | 165万円        |
|         |                   |                  |                | 入院保険金日額*3(1日あたり) | 2,000円       |
|         |                   |                  |                | 通院保険金日額(1日あたり)   | 1,300円       |
| 加入限度口数  |                   |                  | A型、B型のいずれか5口まで |                  |              |

プラス

| 傷害補償・オプション |            | 加入依頼書にご記入いただくタイプ | 月額保険料 | 保険金額(限度額)                   | お支払いする保険金<br>(詳細は「補償の概要等」の表をご確認ください)                                                                  |
|------------|------------|------------------|-------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | ①携行品       | K                | 70円   | 10万円<br>免責金額(自己負担額) 5,000円  | 国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に、その損害額(時価額限度) |
|            | ②住宅内生活用動産  | D                | 610円  | 100万円<br>免責金額(自己負担額) 5,000円 | 国内において自宅内の家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に、その損害額(時価額限度)                                                          |
|            | ③借家人賠償責任補償 | B1               | 510円  | 2,000万円<br>免責金額(自己負担額) 0円   | 国内において借戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合に、その損害額                                          |

\*1 B型の傷害補償には天災危険補償特約がセットされているため、天災(地震・噴火またはこれらによる津波)によるケガも対象となります。

\*2 傷害補償・基本の保険金額は、被保険者(保険の対象となる方)が職種級別Aの場合の支払保険金額となります。職種級別Bにあたる業務に従事している被保険者(保険の対象となる方)については、支払保険金額が減額となります(保険料は変わりません)。なお、Bに該当する場合の保険金額等については、引受保険会社にお問い合わせください。

### \*3 手術保険金について

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所等で所定の手術を受けられた場合、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。P11記載の「補償の概要等」をご確認ください。

- オプション単独ではご加入できません。必ず傷害補償A型またはB型に1口以上ご加入いただく必要があります。
- オプションは①～③いずれも保険の対象となる方1名につき1口のみご加入となります。①、②についてはご加入された被保険者ごとに、1事故につき免責金額5,000円を自己負担していただきます。
- 住宅内生活用動産は、保険の対象となる方の同居、別居を問わず1名につき1口までご加入できます(例えば同居のご夫婦が1口ずつ入られた場合、その住居内の動産は合計して200万円まで補償されます)。
- 住宅内生活用動産にご加入の場合は、保険の対象となる方の居住(単身赴任先を含みます。)に使用する住宅内(敷地を含みません。)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財が対象となります。

### 保険金受取例

Aさん

女性37歳

傷害補償 A型4口

月額保険料2,960円

### たとえばこんな時!! 階段から落ちて足を骨折、入院!

大腿部骨折

入院4日間

通院25日

階段から落ちて足を骨折で4日間入院、退院後25日通院。入院から退院後の通院までしっかり補償されました。

保険金総額

①入院保険金(A型2,000円×4口)×4日=32,000円  
②通院保険金(A型1,300円×4口)×25日=130,000円

①32,000円+②130,000円=162,000円

### 保険金受取例

Bさん

男性51歳

傷害補償 A型3口+オプション②  
住宅内生活用動産

月額保険料2,830円

### たとえばこんな時!! 火災で、家財が全焼!

火災により、家財(テレビ、食卓等)で合計80万円(時価)の損害が発生。免責金額を除いて実際の損害額が支払われ、家財の買替えができました。

保険金総額

傷害補償オプション② 住宅内生活用動産  
80万円-5,000円(免責金額)=795,000円

795,000円

※ノート型パソコン、携帯電話等、補償の対象とならない物もありますので、詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

※上記は保険会社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。



他の同種保険と合算して、被保険者1名あたりの入院保険金日額が入院1日あたり15,000円、通院1日あたり10,000円を上回らないようにお決めください。※保険会社規定



# ケガ・病気で働けない間の所得を補償 所得補償〈短期型〉

所得補償

団体割引

10%

ケガまたは病気により、就業不能\*となった場合に最長2年\*<sup>1</sup>まで所得を補償します  
骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

\*<sup>1</sup> 64歳以上の場合は最長1年間

## 特長

●お仕事を休まれる原因が **ケガ・病気** のいずれでも補償の対象となります。

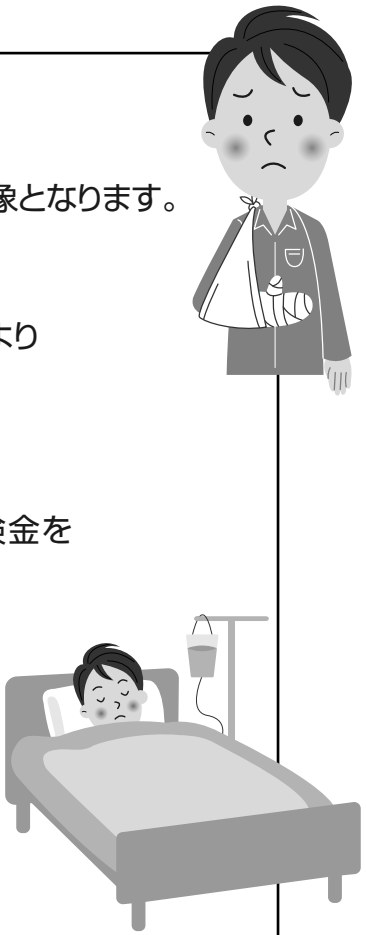
●入院だけでなく **自宅療養**（医師の治療を受けていることにより業務に全く従事できない場合）も補償されます。

●日本国内・国外、業務中・日常生活を問わず、ケガや病気で働けなくなり、免責期間7日間を超えた場合に、保険金をお支払いします。

●ご加入の際、 **医師の診査は不要です**  
（加入依頼書の質問欄にあなたの健康状態を正しくご記入ください）  
※告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、保険会社が提示する条件に従ってご加入いただくことがあります。

● **新型コロナウイルス** 関連肺炎に対応しています。

●団体割引 **10%** が適用されますので、保険料が **割安** です。



\* 就業不能とは 病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態をいいます。ただし、死亡した後、あるいは病気またはケガが治癒した後は、いかなる場合でも就業不能とはいいません。

### 被保険者（保険の対象となる方）の範囲について

この保険の加入対象者（被保険者）は各地商工会議所・連合会常勤役員ご本人、およびその配偶者\*<sup>2</sup>・お子様・ご両親・ご兄弟姉妹および同居の親族\*<sup>3</sup>の方のうち、満15歳以上（団体契約の始期日時点の年齢をいいます。）の方に限ります。

\*<sup>2</sup> 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。

①婚姻意思\*<sup>4</sup>を有すること

②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

\*<sup>3</sup> 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

\*<sup>4</sup> 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

## 保険金額と保険料

免責期間\*<sup>1</sup>

7日間

てん補期間\*<sup>2</sup>

20歳～63歳＝2年間  
64歳以上＝1年間

加入依頼書にご記入いただくタイプ

20歳～63歳＝ST1  
64歳以上＝ST2

\*<sup>1</sup> 保険金をお支払いしない期間 \*<sup>2</sup> 保険金をお支払いする 1事故あたりの限度期間

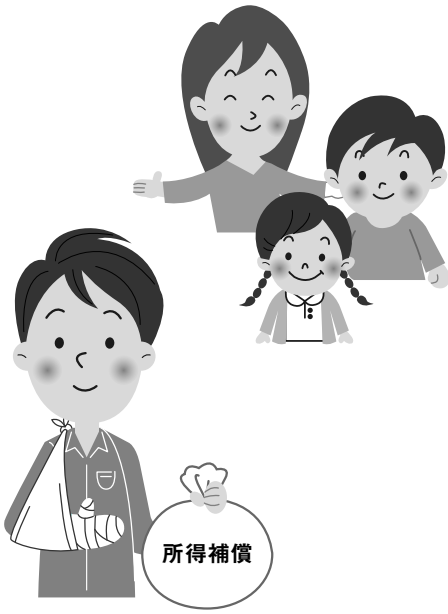
保険期間中（保険のご契約期間中）に、ケガまたは病気によって就業不能となり、その期間が免責期間（7日間）を超えた場合に、20歳～63歳の方は2年間（24か月）、64歳以上の方は1年間（12か月）を限度とし、所得補償保険金として、次の金額をお支払いします。

骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

〔お支払額〕＝月額保険金額（補償額）×就業不能期間\*<sup>3</sup>（月数）  
\*<sup>3</sup> 就業不能期間＝就業不能日数－7日間（免責期間）  
※就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、就業不能期間に4日を加えた日数とします。  
●保険金額が保険の対象となる方の事故直前12か月間の平均月間所得額\*<sup>4</sup>を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。  
●就業不能期間が1か月に満たない場合、または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とし、日割計算します。

（基本級別1級）

| 加入限度口数              |        | 99口   |       |
|---------------------|--------|-------|-------|
| 1口あたりの保険金額（月額）      |        | 1万円   |       |
| てん補期間* <sup>2</sup> |        | 1年    | 2年    |
| 1口あたりの月額保険料         | 20～24歳 | _____ | 80円   |
|                     | 25～29歳 | _____ | 100円  |
|                     | 30～34歳 | _____ | 120円  |
|                     | 35～39歳 | _____ | 160円  |
|                     | 40～44歳 | _____ | 200円  |
|                     | 45～49歳 | _____ | 250円  |
|                     | 50～54歳 | _____ | 290円  |
|                     | 55～59歳 | _____ | 310円  |
|                     | 60～63歳 | _____ | 330円  |
|                     | 64歳    | 240円  | _____ |
|                     | 65～69歳 | 350円  | _____ |
|                     | 70～74歳 | 470円  | _____ |



（20歳未満および75歳以上の方については、別途計算となりますのでご照会ください）

※保険金額は、平均月間所得額\*<sup>4</sup>（平均月間所得額の85%以下を目安としてください。）の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※保険料は保険の対象となる方（被保険者）ご本人のお仕事の内容や年齢（団体契約の始期日時点の年齢をいいます。）によって異なります。上記保険料は、基本級別1級（事務職等）の方を対象としたものです。それ以外の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

\*<sup>4</sup> 直前12か月における保険の対象となる方（被保険者）ご本人の所得\*<sup>5</sup>の平均月額をいいます。

\*<sup>5</sup> 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

## 保険金受取例

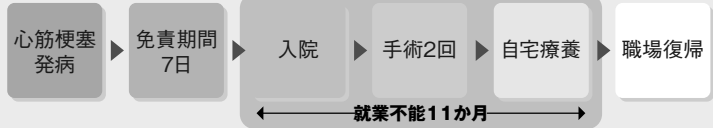
Cさん

男性50歳

30口

月額保険料8,700円

## たとえばこんな時!! 心筋梗塞で入院し、11か月間就業不能に!



心筋梗塞を発病し、そのまま入院。2回の手術。入院も120日と長期にわたりました。退院後も自宅療養を余儀なくされ、免責期間（7日間）経過後11か月にわたり、就業不能状態になってしまいました。その間、減少した収入は、この保険の補償で支えられました。

## 保険金総額

月額保険金額（補償額） 1口10,000円×30口＝300,000円

30万円×11か月＝**3,300,000円**

※上記は保険会社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

長期間働けなくなった場合の所得を補償  
**所得補償〈長期型〉**

精神障害補償特約セット団体長期障害所得補償

団体割引

10%

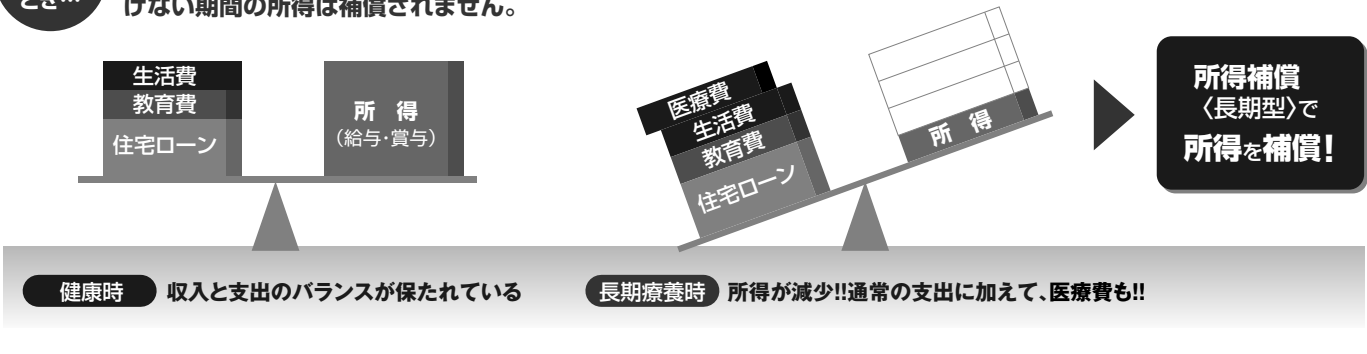
ケガまたは病気により免責期間（10日）を超えて、就業障害\*となった場合に最長60歳の誕生日までの所得を長期で補償。  
心の病気による療養もしっかりカバー

特 長

- 最長60歳になるまでの**長期間の補償**  
万が一、商工会議所を退職することになっても就業障害が続けば60歳になるまで補償が続く場合があります。
- 復職した場合でも、就業障害前と比べて、月間所得額が20%超減っていたら**その減額率（喪失率）に応じて、1か月につき月額保険金額を限度に**お支払いします。（ただし、てん補期間開始後2年以内）
- ご自身の万が一に備えて入ることも（任意加入型）、役職員向け福利厚生の一環として**商工会議所が掛金を負担することも（包括加入型）可能**です。
- 病気・ケガはもちろん、うつ病等の**心の病気による療養も**しっかりカバーできます！（ただし最長2年間）
- 新型コロナウイルス** 関連肺炎に対応しています。
- 団体割引 **10%** が適用されますので、保険料が **割安** です。

例えば  
こんな  
とき…

病気やケガで長期間働けなくなり、収入の大幅な減少。  
生命保険や医療保険、傷害保険などでは、万一の死亡・入院・通院等、必要な費用は補償されますが、働けない期間の所得は補償されません。



\* 就業障害とは 「免責期間中」および「保険金支払対象期間開始後2年超」については、身体障害を被り、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。  
「保険金支払対象期間開始後2年以内」については、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超である状態をいいます。  
ただし、いずれの場合も、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。  
詳しくはこのパンフレットの「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額と保険料

免責期間\*1

10日間

\*1 保険金をお支払いしない期間

てん補期間\*2

最長60歳の誕生日まで\*4

\*2 保険金をお支払いする 1事故あたりの限度期間

加入依頼書にご記入いただくタイプ

G

●支払基礎所得額（補償額）：月額1万円（1口あたり） ●加入限度口数：99口

|        | 月額保険料（1口あたり） |      |          | 月額保険料（1口あたり） |      |
|--------|--------------|------|----------|--------------|------|
| 満年齢*3  | 男性           | 女性   | 満年齢      | 男性           | 女性   |
| 15～24歳 | 320円         | 230円 | 40～44歳   | 570円         | 770円 |
| 25～29歳 | 360円         | 320円 | 45～49歳   | 670円         | 850円 |
| 30～34歳 | 410円         | 450円 | 50～54歳   | 670円         | 760円 |
| 35～39歳 | 480円         | 610円 | 55～59歳*4 | 750円         | 740円 |

\*3 年齢は、団体契約の始期日時点（2022年1月1日）の満年齢です。

\*4 ただし、55歳～59歳の年齢の加入者については、就業障害となってから最長5年間（免責期間を除く）を補償します。精神障害の場合は最長2年間。

※支払基礎所得額は、平均月間所得額\*5（平均月間所得額の85%以下を目安としてください。）の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※保険料は保険の対象となる方の年齢（団体契約の始期日時点の満年齢をいいます。）や性別によって異なります。

\*5 直前12か月における保険の対象となる方（被保険者）ご本人の所得\*6の平均月額をいいます。

\*6 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

|        |     |       |     |             |
|--------|-----|-------|-----|-------------|
| 保険金受取例 | Dさん | 男性30歳 | 20口 | 月額保険料8,200円 |
|--------|-----|-------|-----|-------------|

たとえばこんな時!! 交通事故で脊髄損傷、寝たきりで就業障害に!

脊髄損傷 → 免責期間 10日 → 入院 → 手術1回 → 下半身不随のため寝たきり

← 就業障害（所得喪失率100%）30年 →

突然の交通事故で脊髄を損傷し、入院、1回の手術となりましたが、下半身不随（寝たきり）のため、60歳まで30年間にわたり、就業障害状態になってしまいました（月間所得額が100%減った）。

支払基礎所得額（補償額） 1口10,000円 × 20口 = 200,000円

20万円 × （12か月 × 30年間） = **72,000,000円**

|        |     |       |     |              |
|--------|-----|-------|-----|--------------|
| 保険金受取例 | Eさん | 男性50歳 | 30口 | 月額保険料20,100円 |
|--------|-----|-------|-----|--------------|

たとえばこんな時!! 脳梗塞で1年間寝たきり、その後リハビリしながら1年間は短時間勤務、その後完全復帰へ!

脳梗塞発病 → 免責期間 10日 → 入院 → 手術1回 → 自宅療養 → 一部職場復帰 → 完全職場復帰

← ①就業障害（所得喪失率100%）1年 →      ← ②就業障害（所得喪失率50%）1年 →

脳梗塞が原因で入院し、1年間は寝たきりで全く働けませんでした（月間所得額が100%減った）。その後業務に復帰しましたが、リハビリに通いながら短時間勤務（就業障害）を1年間続けた後（月間所得額が50%減った）、完全に職場復帰しました。

支払基礎所得額（補償額） 1口10,000円 × 30口 = 300,000円      ①3,600,000円 + ②1,800,000円 =

①30万円 × 12か月 = 3,600,000円      **5,400,000円**

②30万円 × 所得半減50% × 12か月 = 1,800,000円

|        |     |       |     |              |
|--------|-----|-------|-----|--------------|
| 保険金受取例 | Fさん | 男性40歳 | 20口 | 月額保険料11,400円 |
|--------|-----|-------|-----|--------------|

たとえばこんな時!! うつ病で1年半自宅療養の後、半年間の短時間勤務、その後完全復帰へ!

うつ病診断 → 免責期間 10日 → 自宅療養 → 一部職場復帰 → 完全職場復帰

← ①就業障害（所得喪失率100%）1年6か月 →      ← ②就業障害（所得喪失率50%）6か月 →

うつ病と診断され、入院にはならなかったものの1年6か月の間、仕事に行くことができませんでした（月間所得額が100%減った）。ようやく職場復帰したものの最初の半年間は短時間勤務（就業障害）を続け（月間所得額が50%減った）、その後、完全職場復帰しました。

支払基礎所得額（補償額） 1口10,000円 × 20口 = 200,000円      ①3,600,000円 + ②600,000円 =

①20万円 × 18か月 = 3,600,000円      **4,200,000円**

②20万円 × 所得半減50% × 6か月 = 600,000円

※上記は保険会社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

被保険者（保険の対象となる方）の範囲について

この保険の加入対象者（被保険者）は各地商工会議所・連合会常勤役職員本人かつ満15歳以上満59歳以下（団体契約の始期日時点の年齢をいいます。）の方に限ります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまった場合の補償

# 個人賠償責任補償

※この補償については単独ではご加入できません。  
必ず傷害補償A型またはB型に1口以上ご加入いただく必要があります。

団体割引  
**5%**

日常生活の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまい法律上の損害賠償責任を負った場合の損害額を補償します

## 特長

- 国内外において、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)\*1を国内外で壊したり盗まれてしまったときなど、**法律上の損害賠償責任を負った場合**に保険金をお支払いします。



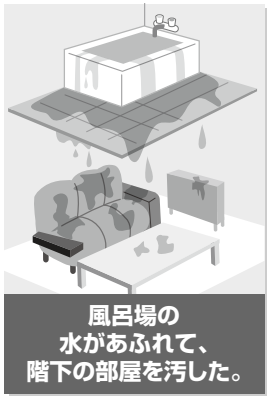
自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。



愛犬が他人にかみついた。



買い物中に、誤って商品を壊してしまった。



風呂場の水があふれて、階下の部屋を汚した。

お子様が他人にケガをさせてしまった。

レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。

他人から借りた旅行カバンを盗まれた。

\*1 対象にならない受託品は後記「補償の概要等」にてご確認ください。

- 団体割引 **5%** が適用されますので、保険料が **割安** です。

- ご家族を含めてお引き受けとなる **家族型補償** です。

※個人賠償責任補償に限っては家族型補償となっております  
「被保険者本人にご家族がいる場合、そのご家族を含めて引き受け」となります。



## 被保険者(保険の対象となる方)の範囲について

この保険の対象者(被保険者)ご本人は各地商工会議所・連合会常勤役員およびその配偶者\*2・お子様・ご両親・ご兄弟姉妹および同居の親族\*3の方とします。配偶者・父母・子供・兄弟姉妹に関しては「義理」・「同居」・「同一生計」は問いません。同居の親族に関しては「義理」・「同一生計」は問いません。また、被保険者ご本人以外に下記の方も保険の対象となります。

- ①ご本人の配偶者\*2
- ②ご本人またはその配偶者\*2の同居のご親族\*3
- ③ご本人またはその配偶者\*2の別居の未婚\*4のお子様
- ④ご本人の親権者およびその他の法定の監督義務者 等

(ご本人が未成年者または上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます。(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。))

※保険の対象となる方(被保険者)の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

\*2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)

①婚姻意思\*5を有すること

②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

\*3 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

\*4 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*5 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



## 保険金額と保険料

免責期間

なし

加入依頼書にご記入いただくタイプ

B

●保険料は、年齢、性別に関係ありません

※この補償については単独ではご加入できません。必ず傷害補償A型またはB型に1口以上ご加入いただく必要があります。

| 賠償責任補償・基本 | 型式区分 | 加入依頼書にご記入いただくタイプ | 月額保険料 | 保険金額             | お支払いする保険金額<br>(詳細は「補償の概要等」の表をご確認ください)                       |
|-----------|------|------------------|-------|------------------|-------------------------------------------------------------|
|           | B 型  | B                | 220円  | 国内:無制限<br>国外:1億円 | 国内外において、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊してしまったときなど法律上の損害賠償責任を負う場合に、その損害額 |

## 保険金受取例

Gさん

男性45歳

傷害補償A型1口+個人賠償責任補償B型

月額保険料960円

たとえばこんな時!!自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせてしまった!

保険料内訳: 傷害補償A型(1口)740円+個人賠償責任補償B型220円=960円

損害賠償請求金 1,000万円を請求された。

保険金総額

1,000万円

※上記は保険会社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

- 国内の損害賠償事故\*について、**示談交渉サービスを実施**いたします。

\*訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。



保険の対象となる方



東京海上日動

示談交渉



相手方



# 団体総合生活保険 補償の概要等

保險期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払い対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額と保険料表」をご確認ください。

## 傷害補償

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。

\*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払い対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

| 保険金をお支払いする主な場合 |         | 保険金をお支払いしない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 傷害補償基本特約       | 死亡保険金   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1</li> <li>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ</li> <li>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)</li> <li>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ</li> <li>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ</li> <li>・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ</li> <li>・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ</li> <li>・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ</li> <li>・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等</li> </ul> |
|                | 後遺障害保険金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</li> <li>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</li> <li>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                | 入院保険金   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</li> <li>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</li> <li>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                | 手術保険金   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合</li> <li>▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</li> <li>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                | 通院保険金   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</li> <li>▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3</li> <li>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</li> <li>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)</li> <li>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</li> </ul>                                                  |

## 財産に関する補償

| 保険金をお支払いする主な場合 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 保険金をお支払いしない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 携行品特約          | <p>国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。<br/>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物</p> <p>等</p> | <p>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</p> <p>・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</p> <p>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</p> <p>・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</p> <p>・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>・詐欺または横領に起因する損害</p> <p>・電氣的または機械的事故に起因する損害</p> <p>・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害</p> <p>・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害</p> <p>等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                | 臨時費用保険金+住宅内生活用財産特約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>国内での保険の対象となる方の居住に使用する住宅内(敷地を含みません。)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1に損害が生じた場合</p> <p>▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度(乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個または1組あたり30万円を限度)とします。また、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。<br/>・保険の対象となる方の単身赴任先</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。<br/>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物</p> <p>等</p> | <p>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</p> <p>・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</p> <p>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</p> <p>・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</p> <p>・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>・詐欺または横領に起因する損害</p> <p>・電氣的または機械的事故に起因する損害</p> <p>・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害</p> <p>・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の居住する住宅外(敷地を含みます。)で生じた事故による損害</p> <p>等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> |

所得補償

病気やケガによって所定の就業不能になった場合\*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。  
【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。  
\*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします（「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。）。

この補償については、死亡に対する補償はありません。  
保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。  
詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

| 保険金をお支払いする主な場合 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 保険金をお支払いしない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |   |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 所得補償基本特約       | 病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合<br>▶保険金額(月額)に就業不能期間(月数)*2を乗じた額をお支払いします。<br><br>ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能<br>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能<br>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分)<br>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能<br>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能<br>・妊娠、出産、早産もしくは流産によって生じた病気やケガによる就業不能<br>・妊娠または出産による就業不能<br>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能<br>・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能<br>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能<br>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*1*2<br>・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能 | 等 |
|                | ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。<br>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。<br>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。)<br>*2 「てん補期間*4内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。<br>*3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます。<br>*4 同一の病気やケガによる就業不能*6(または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。原則として1年または2年となります。<br>*5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。<br>*6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日まで、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |   |

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態\*1をいいます。  
※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。  
\*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日も職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

【団体長期障害所得補償(GLTD\*1)】

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。  
【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。  
\*1 GLTDは団体長期障害所得補償(Group Long Term Disability)の略称です。  
この補償については、死亡に対する補償はありません。  
保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

| 保険金をお支払いする主な場合 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 保険金をお支払いしない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 団体長期障害所得補償基本特約 | 病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合<br>▶就業障害期間*2 1 か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。<br><div>支払保険金＝支払基礎所得額*3×所得喪失率*4×約定給付率(100%)</div><br>ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。<br><br>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。<br>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。<br>※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。<br>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。<br>*2 「てん補期間*6内の就業障害の日数」をいいます(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。)<br>*3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。<br>*4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。 <div>免責期間*1が終了する日の翌日から<br/>起算した各月における回復所得額*7<br/>――<br/>免責期間*1が開始する直前の、<br/>上記期間に対応する各月における所得*8の額</div><br>ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。<br>*5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*8の平均月額をいいます。<br>*6 同一の病気やケガによる就業障害*9に対して保険金をお支払する期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。<br>*7 免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*8の額をいい、免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。<br>*8 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。<br>*9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日まで、前の就業障害の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。 | ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害<br>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害<br>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害(その方が受け取るべき金額部分)<br>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害<br>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害<br>・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害<br>・妊娠または出産による就業障害<br>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害<br>・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害(「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」がセットされていますので、所定の精神障害については2年を限度にお支払いの対象になります。)<br>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害<br>・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害<br>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*1*2等<br><br>*1 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払い対象となります。<br>*2 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。 |  |

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます。

| 免責期間*1中                                                                                                                                                                                                                                                                                | てん補期間*1開始後2年以内                                                                                                                                                                                                                            | てん補期間*1開始後2年超                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態(※)。<br>①その病気やケガのために、入院していること。<br>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。<br>③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。<br><br>(※)職種を問わず、全ての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務(軽作業や事務作業等)も全くできない状態です。 | 病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない(※)か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*1が20%超である状態。<br>①その病気やケガのために、入院していること。<br>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。<br>③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。<br><br>(※)全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。 | 病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態(※)。<br>①その病気やケガのために、入院していること。<br>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。<br>③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。<br><br>(※)職種を問わず、全ての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務(軽作業や事務作業等)も全くできない状態です。 |

\*1 免責期間については上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の[\*1]、てん補期間については上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の[\*6]、所得喪失率については上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の[\*4]をご確認ください。



賠償責任に関する補償

| 保険金をお支払いする主な場合 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 保険金をお支払いしない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 個人賠償責任補償特約     | 国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合<br>■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合<br>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合<br>■電車等*1を運行不能にさせた場合<br>■国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合<br>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。<br>※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。<br>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。<br>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。<br>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。<br>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。<br><br>*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。<br>*2 以下のものは受託品には含まれません。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物<br>等 | ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害<br>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害<br>・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害<br>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害<br>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害<br>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害<br>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害<br>・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害<br>・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害<br>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為<br>■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使<br>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること<br>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い<br>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損<br>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害<br>■受託品の電氣的または機械的事故<br>■受託品の置き忘れまたは紛失*4<br>■詐欺または横領<br>■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入<br>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊<br>等<br>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。<br>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。<br>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。<br>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。<br>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。 |  |
|                | 借家人賠償責任補償特約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 国内における借戸室での火災、破裂・爆発、水濡（ぬ）れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合<br>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。<br>また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用も補償します。<br><br>※示談交渉は東京海上日動では行いません。<br>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。<br>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。<br>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。<br><br>*1 法律上の損害賠償責任が生じないときに、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用については、補償の対象となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）  
団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象とする方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。  
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

◆マークのご説明

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

**1.商品の仕組み**  契約概要  
この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象とする方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

**2.基本となる補償および主な特約の概要等**  契約概要  注意喚起情報  
基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

**3.補償の重複に関するご注意**  注意喚起情報  
以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください\*2。  
●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約  
●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルパトロス費用補償特約  
●救済者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）  
●葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用） ●がん葬祭費用補償特約  
●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約  
\*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。  
\*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

**4.保険金額等の設定**  契約概要  
この保険での保険金額\*1はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償においては、保険期間の途中でご加入者からの申し出による保険金額\*1の増額等はできません。  
[所得補償・団体長期障害所得補償]  
所得補償基本特約の保険金額、団体長期障害所得補償基本特約の支払基礎所得額は、平均月間所得額\*2以下（平均月間所得額の85％以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額\*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください）。  
\*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額\*3×約定給付率とします。  
\*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得\*4の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をご契約される場合は、183,000円となります。）。  
\*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。  
\*4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

**5.保険期間および補償の開始・終了時期**  契約概要  注意喚起情報  
ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払い対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

**6.保険料の決定の仕組みと払込方法等**  
**(1)保険料の決定の仕組み**  契約概要  注意喚起情報  
保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。  
**(2)保険料の払込方法**  契約概要  注意喚起情報  
払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

**(3)保険料の一括払込みが必要な場合について**  注意喚起情報  
（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。  
①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合  
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合  
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の子会社でなくなった場合  
④ご加入者の加入部分\*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等  
※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分\*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきます\*2。ご加入者の加入部分\*1を解除することがありますのでご注意ください。  
※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「II-1告知義務」をご確認ください。  
\*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）

**7.満期返れい金・契約者配当金**  契約概要  
この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

**1.告知義務**  注意喚起情報  
加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。  
※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1通知義務等」をご参照ください。  
なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧] ★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

| 項目名                  | 基本補償 | 傷害補償 | 所得補償 | 団体長期障害<br>所得補償 | 個人賠償責任・借家人<br>賠償責任・携行品<br>住宅内生活用動産 |
|----------------------|------|------|------|----------------|------------------------------------|
|                      | 特約   |      |      |                |                                    |
| 生年月日                 |      | —    | ★    | ★              | —                                  |
| 性 別                  |      | —    | —    | ★              | —                                  |
| 職業・職務 <sup>*1</sup>  |      | ☆    | ☆    | —              | —                                  |
| 健康状態告知 <sup>*2</sup> |      | —    | ★    | ★              | —                                  |

※すべての補償について「他の保険契約等\*3」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。  
\*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。  
\*2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。  
\*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。



【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償の「告知」（健康状態告知書）】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日\*4から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります\*5。

- 責任開始日\*4から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生している場合には、ご加入を解除することがあります。
- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません\*6（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

\*4 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

\*5 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

\*6 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2.クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3.保険金受取人

【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合\*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払します。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申し出ください。

\*1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合\*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払します。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

\*2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）。

4.現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1.通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通  
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償  
保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額\*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
  - \*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得\*2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。
  - \*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

- 借家人賠償責任  
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者へ、その旨をお伝えくださいますようお願いいたします。

2.解約されるとき

- ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
  - ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求\*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
  - ・返還する保険料があっても、原則として払込いただいた保険料から既経過期間\*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
  - ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
    - \*1 解約日以降に請求することがあります。
    - \*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3.保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4.満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 所得補償  
就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。
- 上記以外の補償共通  
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることが更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】  
所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額\*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

\*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等について確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡くださいますようお願いいたします。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1.個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約の提供する個人情報をも、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
  - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
  - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
  - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
  - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
  - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
  - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）、をご契約者およびご加入者に対して提供すること詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象とする方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
  - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
  - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができず。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

- 3.保険会社破綻時の取扱い等  
●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

| 補償内容                             | 経営破綻した場合等のお取扱い                                                      |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 傷害補償、<br>財産に関する補償、<br>賠償責任に関する補償 | 原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。 |
| 所得補償、<br>団体長期障害所得補償              | 原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。          |

4.その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

5.事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらおすすめください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
  - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
  - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
  - ・附加給付の支給額が確認できる書類
- 東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいらない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
  - \*1 法律上の配偶者に限ります
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
  - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。が、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
  - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
    - 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
    - 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
    - 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
  - 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
  - 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
  - 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合



東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、  
後記をご参照ください。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、

ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関する  
ご意見・ご相談は

本説明書もしくはパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。  
受付時間:平日午前9時15分〜午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも  
「東京海上日動安心110番」へ

0120-720-110

受付時間:24時間365日

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ [www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)

## ご加入内容確認事項【意向確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
- ☐ 保険金をお支払いする主な場合☐ 保険料・保険料払込方法
- ☐ 保険金額\*1、免責金額(自己負担額)☐ 保険の対象となる方
- ☐ 保険期間
- \*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

| 確認事項                                                                                                                                                                                                                                                 | 傷害補償 | 所得補償 | 団体長期障害<br>所得補償 | 左記以外の<br>補償 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|----------------|-------------|
| <input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？                                                                                                                                                                               | —    | ○    | ○              | —           |
| <input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？<br>※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。<br>○ 職種級別Aに該当する方:<br>「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方<br>○ 職種級別Bに該当する方:<br>「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種) | ○    | —    | —              | —           |
| <input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？                                                                                                                                                                                            | —    | ○    | —              | —           |
| <input type="checkbox"/> 保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか？なお、保険金額*1の設定の方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。<br>*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。<br>*2 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。                                               | —    | ○    | ○              | —           |
| ● 「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。<br><input type="checkbox"/> 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？                                                                                                                                                        | —    | ○    | ○              | —           |
| <input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？                                                                                                                                                                                           | ○    | ○    | ○              | ○           |

3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認ください。
- 特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\*1」についてご確認ください。
- \*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。



# 告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合\*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

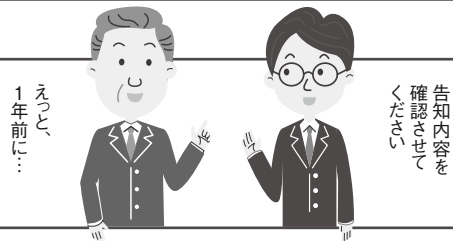
\*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)。

告知書は保険の対象となる方**ご自身があるのままにご記入ください**。\*1  
**告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります**。\*2

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。  
\*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。  
\*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

**過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。**

お申込み後、保険金請求時等に、  
**告知内容についてご確認ください**  
**いただく場合があります。**



告知いただく内容例\*3は次のとおりです。

- 入院または手術の有無(予定を含みます)
  - 告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無
  - 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける異常指摘の有無
- \*3 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースもすべて告知が必要です。  
● 現在、医師に入院や手術をすすめられている。  
● 過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。  
● 過去2年以内に健康診断で「要精密検査」との指摘を受けたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。(がん補償のみ)

**ご注意ください** 告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- 新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)については、支払責任の開始する日より前に被っているケガ または 病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。



# サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。



## メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

### ■緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談にて24時間お電話で対応します。

### ■医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

### ■予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

### ■がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

### ■転院・患者移送手配\*1

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

### ●受付時間\*2

24時間365日



0120-708-110

\*1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。 \*2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

## デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

### ■法律・税務相談\*1

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス

[www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)

\*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### ■社会保険に関する相談\*2

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

\*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### ■暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

### ●受付時間(いずれも土日祝日・年末年始を除く)

■暮らしの情報提供 午前10時～午後4時

■税務相談 午後2時～午後4時

■法律相談

■社会保険に関する相談

午前10時～午後6時



0120-285-110

## 介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

### ■電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。

### ■各種サービス優待紹介\*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。\*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

### ■インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス

[www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)

### ●受付時間(いずれも土日祝日・年末年始を除く)

■電話介護相談

■各種サービス優待紹介

午前9時～午後5時



0120-428-834

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専医療機関のご案内等を行います。

\*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

## メンタルヘルスサポート 自動セット 所得補償(長期型)にご加入いただいた場合に対象となります。

職場や家庭等で起こる様々な「こころ」の問題の解決をバックアップします。

### ■メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて心理相談員等にお電話でご相談いただけます。

### ●受付時間(日・祝日を除く)

午前9時～午後9時



0120-783-503

ご注意ください  
(各サービス共通)

・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限り、かつ  
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限り、かつ  
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。  
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシスト、介護アシストおよびメンタルヘルスサポートの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。  
\*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。  
\*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

## 必ずお読みください

団体総合生活保険の

2021年10月1日以降始期契約のご加入者様

2021年10月

東京海上日動火災保険株式会社

## 団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております団体総合生活保険について、2021年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレット等を併せてご確認ください、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

### ■主な改定点

| 補 償                       | 改定項目                                           | 概 要                                                                                                                                    |
|---------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各補償共通                     | 団体類別(第1類団体)における学校の範囲拡大                         | 団体類別基準・第1類団体において「学校」の範囲を拡大し、「外国大学日本校」を引受可能とします。                                                                                        |
| 所得補償<br>団体長期障害所得補償 (GLTD) | 所得補償、団体長期障害所得補償 (GLTD)における健康状態告知書の改定 (引受条件の緩和) | 健康状態告知書を大幅に簡素化するとともに、引受条件を緩和します。それに伴い、「特定疾病等不担保特約」を新規でセットする引受けを廃止します。<br><br>※既に「特定疾病等不担保特約」をセットしているご契約については、引き続き「特定疾病等不担保特約」がセットされます。 |
| 賠償・財産・費用に関する補償            | 個人賠償責任補償特約の保険料の改定                              | 直近の保険金のお支払状況等を踏まえて、個人賠償責任補償特約の保険料を改定します。                                                                                               |
| 所得補償                      | 所得補償における「家事従事者特約」の保険金額の上限拡大                    | 自動車損害賠償責任保険の支払基準が改正されたことに伴い、従来171,000円としていた保険の対象となる方1名あたりの保険金額の上限を183,000円に引き上げます。                                                     |

このご案内は、2021年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、東京海上日動までお問い合わせください。

## 退職されたときは

- 商工会議所・連合会を退職された方は、その時点で本制度から脱退することになります(退職日をもって補償は終了します)。ただし、残りの保険期間に相当する保険料を一括でお支払いいただきますと、保険期間終了までは補償を継続することができます。

365日24時間受付東京海上日動安心110番(事故受付センター)



**0120-720-110**

この保険は、一般財団法人全国商工会議所共済会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般財団法人全国商工会議所共済会が有します。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の申込締切日までにご加入者の方からの特典のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

### 引受保険会社、お問い合わせ先

**東京海上日動火災保険株式会社 担当課 広域法人部 法人第一課**

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4  
**TEL:03-3515-4147 FAX:03-3515-4148**